

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

平成 26 年 4 月 28 日から 5 月 7 日にかけてブラジル・ブラジリアにて開催された第 37 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の新規指定、改正及び削除が採択された。

これを国内制度として担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域の新規指定、変更及び削除（施行規則第 1 条関係）

第 74 及び第 75 南極特別保護地区の区域を新規指定し、8 つの南極特別保護地区（第 13、第 21、第 24、第 28、第 39、第 41、第 42、第 62）の区域を変更する。

また、3 つの南極特別保護地区（第 14、第 18、第 30）を削除する（※）。

※第 14 南極特別保護地区については、これまで見込みで価値があるとして設定されていたが、衛星による調査の結果、特に保護すべき顕著な生態系が見当たらなかったこと、第 18 及び 30 南極特別保護地区については、新規指定される第 75 南極特別保護地区に内包されることによるもの。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

●以下①～⑦、⑧～⑪の南極特別保護地区について、認められる活動要件として追加又は一部変更する。主な変更は以下を参照。

① 第 13 南極特別保護地区（パーマー諸島のアーサー湾のリッチフィールド島）

- ・当該地区内で認められる活動として、教育活動を追加
- ・設置する工作物への除去予定日の明示

② 第 21 南極特別保護地区（ロス島のロイズ岬）

- ・設置する工作物への除去予定日の明示
- ・家きんの加工品の持込みの制限

③ 第 24 南極特別保護地区（ロス島のクロージア岬）

- ・設置する工作物への除去予定日の明示
- ・航空機着陸の制限

④ 第 28 南極特別保護地区（サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のアドミラルティ湾西岸）

- ・入域可能となるルートの変更
- ・航空機着陸の制限

